

岩手県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第614号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市東和町石鳩岡地内
- 2 実施した期間 令和6年11月5日から令和7年3月14日まで
- 3 実施した公共測量の種類 3級基準点測量